

出入庫在留管理システムへ電子届出する 【電子届出システム（特定技能所）】
 accord-immj.moj.go.jp/accord-u/offer/offer_confirm
 ベビーマンドロヘンツリハル・ハノマハスル「ハメノヒトシ」ハメノヒトシ
【特定技能所属機関・定期1・3】特定技能所属機関による受入れ・活動状況に係る届出

受入れ状況に係る届出及び活動状況に係る届出

出入庫在留管理室長官 殿

出入国管理及び難民認定法第13条の13第2項第1号及び第3号の規定により、以下のとおり届け出ます。

記

画面入力

1 届出対象期間

2023年 第2四半期（4月1日から6月30日まで）

※ 「届出の対象期間」は1月1日～3月31日を「第1四半期」、4月1日～6月30日を「第2四半期」、7月1日～9月30日を「第3四半期」、10月1日～12月31日を「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。ただし、初回の報告の始定期間は1号特定技能外国人又は2号特定技能外国人（以下「特定技能外国人」という。）が在留資格「特定技能」の許可を受けた日とすること。

特定技能所/属機関	
法人番号(13桁)	2040005013850
特定産業分野 （ふりがな）	介護分野 いりょうほうじんしゃだんそうぞうかい
法人名 （ふじんめい）	医療法へ社団創造会 医療法へ社団創造会
	〒270-1101

【特定技能所属機関・応用】

3 雇用に關すること

(1) 特定技能外国人に対する報酬の支払状況（報酬の総額及び銀行等他の金融機関に対する当該特定技能を有する外国人の預金口座又は貯金口座への振込みその他の方法により現実に支払われた額を言じ。）

「特定技能外国人に対する報酬の支払状況」欄及び別添資料のとおり。

(2) (1)の特定技能外国人への報酬を決定するに当たって比較対象者とした従業員に対する報酬の支払状況

別添の資料のとおり。

4 雇用状況に關すること

	在籍者数 (届出期間末日における雇用者数)	新規雇用者数 (届出期間中に新規雇用した人数)	自己都合退職者数 (届出期間中に自己都合退職した人数)	非自己都合離職者数 (届出期間中に解雇等会社都合で退職した人数)	行方不明者数 (特定技能所属機関の責めに様すべき事由かを問いかない)
(a) 特定技能1号	0人	0人	0人	0人	0人
(b) 特定技能2号	0人	0人	0人	0人	0人
(c) (a)と同一の業務に従事する日本人または異國人	32人	1人	2人	0人	
(d) (c)と同一の業務に従事する外国人または異國人	10人	2人	0人	0人	
(e) (c)と同一の業務に従事する日本人在外者	0人	0人	0人	0人	
(f) (c)と同一の業務に従事する外国人在	0人	0人	0人	0人	
(g) (c)と同一の業務に従事する日本人在	0人	0人	0人	0人	
(h) (c)と同一の業務に従事する外国人在	0人	0人	0人	0人	
(i) (c)と同一の業務に従事する日本人在	715人	19人			

Q 検索



■ accord-immj.moj.go.jp/offer-u/offer_confirm

ヘリコプタードライバー、運転手、ナビゲーター、ドライバーの物販・ハンドルアシスト等の業務に従事すること。

【特定技能所属機関・定期1・3】特定技能所属機関による受入れ・活動状況に係る届出

5. 留用保険の適用状況に関すること

(1) 留用保険の適用について

①雇用する全ての特定技能外国人について、

雇用保険の被保険者資格取得手続を行った。

(被)保険者資格取得手続が未了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手続が未了である理由について理由書を添付すること)

②納付すべき雇用保険の保険料について、

納期順に到達した保険料の納付を行った。

(2) 労災保険の適用について

労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。

6. 社会保険の加入状況に関すること

(1) 雇用する全ての特定技能外国人について、

健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行った。

(被)保険者資格取得手續が未了の者がいる場合は、その者の身分事項及び手續が未了である理由について理由書を添付すること)

(2) 特定技能所属機関が納付すべき社会保険料（健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合には当該保険料、適用外事業所である場合は、特定技能所属機関自身の国民健康保険及び国民年金保険の保険料（又は保険税））について、

納付済みであることを証明する手続を行った。

7. 留用する上で留意する事項

(1) 留用する上で留意する事項について、

【特定技能所属機関・定期1・3】特定技能所属機関による受入れ・活動状況に係る届出

⑧ 安全衛生の状況に関すること

(1) 労働安全衛生の確保

雇用する全ての特定技能外国人について、

労働安全衛生法の規定を遵守し安全衛生の確保を行っています。

(2) 届出対象期間内に、労働災害が発生した場合はその状況及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。

⑨ 特定技能外国人の受入れに要した費用の額

① 1号特定技能外国人支援計画の実施に要した費用 対象者数：(届出対象期間内に受け入れていた1号特定技能外国人の総数)	0 円
② 受入れに要した費用 対象者数：(届出対象期間内に新たに受け入れを開始した特定技能外国人の総数)	0 円
(内訳) 1号特定技能外国人人数	0 人
2号特定技能外国人人数	0 人

※「受入れの準備に要した費用」欄については、届出対象期間内に新たに受け入れを開始した特定技能外国人にに関する費用に関する事項について、その内容及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。

届出対象期間内に受け入れを開始すること。

届出対象期間内に受け入れを開始した場合等、特定技能所属機関の適格性に関する事項について、その内容及び対応の詳細を記載した理由書（任意書式）を添付すること。

【特定技能所属機関・定期1・3】特定技能所属機関による受入れ・活動状況に係る届出

特定技能所属機関・定期1・3		派遣先の氏名 又は会社及び 所在地	該当月	法定引除額	法定引支給額	三ヶ月以内に 技能実習を実施 するに当たっては被 者としのう 実員
居住地	活動(表示)場 所	活動(表示)内 容	活動日数			
〒270-1114 千葉県松戸市新木 野3-1-53陽光ハイツ105	R	7月 変更なし	22日 21日	271500円 223447円	222281円 182097円	49519円 46350円
		8月 変更あり	8月 9月	217690円 171984円	45700円 171984円	45700円 45700円
		9月 23日	合計	177687円	577682円	140575円
			合計			
			合計			
			合計			
			合計			
			合計			
						合計

【特定技能所属機関・定期1・3】 特定技能所属機関による受入れ・活動状況に係る届出

て、特定技能所属機関が法人でない場合、法人番号は空欄とすること。

では、「特定技能外国人に対する報酬の支払状況」に必要項目を入力の上、(1)及び(2)に係る以下の事項を明らかにする資料（資金台帳等）を添付すること。
対象期間中に雇用していた特定技能外国人について

対象期間中に特定技能外国人に対して支払った月額報酬（基本給額、支給総額、割増賃金、手当額、賞与額、法定外控除額、法定控除額、差引支給額）

月ごとの労働状況（労働年間、所定時間外労働年間）

対象期間内に比較対象日本人労働者がある場合は当該日本人労働者について

在籍者数欄には、新規雇用者数を含んだ数を入力すること。

非自発的離職者を產生させている場合は、労働基準法第107条に規定する労働者名簿の写しを添付すること。
行方不明者を產生させている場合は、その都度、「受入れ困難に係る届出書（参考様式第3～4号）」の届出を行うこと。
もしくは欄「1」について、被保険者資格取得手続を未了の場合は、当該手続が未了である特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍又は地域、住居地、在留カード番号及び手続が未了である記載した理由書（任意様式）を提出すること。
②、り縁（2）及び（3）について、保険料又は税の納付を行っていない場合は当該納付を行っていない保険料の種類又は税目及び理由、特定の事業所分について納付を行っていない場合に当該理由について記載した理由書（任意様式）を提出すること。
「受け入れ準備に要した費用」の欄の「特定技能外国人の就労」には、届出対象期間内に在留資格「特定技能」に係る上陸許可又は在留資格変更許可を受けた特定技能外国人のうち、実際に就労した者も含む。

特定技能所属機関の氏名又は名称 医療法人社団創造会

作成責任者の氏名 桐畠美香

電話番号 04-7189-1111

※

1 2欄について、特定技能所屬機関が法人でない場合、法人番号は空欄とすること。

2 3欄については、「特定技能外国人における報酬の支払状況」に必要項目を入力の上、(1)及び(2)に係る以下の事項を明らかにする資料（賃金台帳等）を添付すること。

① 届出の対象期間中に雇用していた特定技能外国人について、
・届出の対象期間中に特定技能外国人に対して支払った月額報酬（基本給賃、支給給賃、勤務賞金、手当額、賞与額、法定外勤務料、法定休日料、差引支給額）

② 同等報酬について比較対象日本へ派遣者について、
・届出の対象期間に比較対象日本へ派遣者に対して支払った月額報酬（基本給賃、勤務賞金、手当額、賞与額、法定外勤務料、差引支給額）

3 4欄の「在籍者が」欄には、新規雇用を含んだ設を入力すること。

4 5欄について、非目的派遣者を発生させている場合は、労働基準法第107条に規定する元従者名簿の写しを添付すること。

5 6欄について、(行方不明者を発生させている場合は、「愛入れ困難に係る届出書（参考様式第3-4号）」の届出を行うこと。

6 7欄（1）①及び②欄（1）について、旅費支拂費用取扱手続を完了の場合は、その部並、(2)記載した理由書（仕事様式）を提出すること。

7 8欄（1）②、6欄（2）及び7欄について、保険料又は税の納付を行っていない場合は当該納付を行っていない旨の證明又は根拠及び手帳未持てある理由について記載した理由書（仕事様式）を提出すること。

8 9欄の「愛入れの準備に要した費用」の欄の「特定期能外国人の旅費」には、届出対象期間中に在留資格「特定技能」に係る上陸料又は在留資格変更料を受けた特定技能外国人のうち、累計に算入して知らない者も含む。

特定技能所屬機関の氏名又は名称 医療法人生創造型会
作成責任者の氏名 桐畠美香
電話番号 04-7180-1111

賃金台帳.pdf
様式第3-4号.pdf

注記 本書中、や小づいた違誤先については、届出内容を確認のため、連絡させていただく場合があります。